

令和 7 年度こども家庭庁調達改善計画

1 調達改善計画の目的

こども家庭庁では、令和 5 年 4 月 1 日の設置以来、調達の適切性、透明性の確保、効率性の向上等を目指して調達改善に係る取組を行ってきたが、令和 7 年度においても、引き続き、PDCA サイクルにより透明性・外部性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達改善に取り組むこととする。

なお、本計画の実施に当たっては、「官公需法」に基づく中小企業の受注機会への配慮や「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」等の諸施策との整合性に留意するものとする。

2 調達の現状分析

表 1 令和 5 年度こども家庭庁における調達の契約種別

(単位：件、億円)

契約方式		契約件数	割合	契約金額	割合
競争性のある契約	競争契約	123	43%	77	79%
	最低価格落札方式	62	50%	9	12%
	総合評価落札方式	61	50%	68	88%
	企画競争による随意契約	10	3%	3	3%
	公募による随意契約	2	1%	2	2%
	不落・不調による随意契約	7	2%	1	1%
	小計	142	49%	83	86%
競争性のない随意契約		146	51%	14	14%
合計		288	100%	97	100%

(注 1) 令和 5 年度の「契約に関する統計」に基づき分類（少額随意契約は含まない。）

金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 競争契約とは、一般競争契約及び指名競争契約をいう。以下表 2、表 4 及び表 5 について同じ。

(注 3) 競争契約に占める、最低価格落札方式又は総合評価落札方式の件数及び契約金額の割合である。

(注 4) 「競争性のない随意契約」は随意契約（少額随意契約は含まない）から、①企画競争によるもの、②公募を実施したもの、③不落・不調によるもの、を除いたものとしている。

<契約種別に関する分析>

こども家庭庁（施設等機関を含む。）における令和 5 年 4 月から令和 6 年 3 月末までの契約（288 件）に占める競争性のない随意契約の割合は、51%（146 件）となっている。

競争性のない随意契約（146 件）の主な内訳は、契約の性質又は目的が競争を許さない場合が 141 件（97%）、緊急の必要により競争に付することができない場合が 2 件（1%）、その他の理由によるものが 3 件（2%）となっており、特に契約の性質又は目的が競争を許さない場合について、引き続き、随契理由の精査を行っていく必要がある。

表 2 令和 5 年度子ども家庭庁における調達状況

(単位：件、億円)

	1 者		2 者以上		合計	
	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
競争契約 (最低価格 落札方式)	13	1	49	7	62	9
割合	21%	11%	79%	78%	100%	100%
競争契約 (総合評価 落札方式)	30	46	32	24	62	70
割合	48%	66%	52%	34%	100%	100%
企画競争に よる随意契約	9	1	1	2	10	3
割合	90%	33%	10%	67%	100%	100%
公募による 随意契約	1	0.02	—	—	1	0.02
割合	100%	100%	—%	—%	100%	100%

(注 1) 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 表 2 の「公募による随意契約」欄には、『「公共調達の適正化について（平成 18 年財計第 2017 号）」1. (2) ②ホ(イ)及びへ』にある「試験又は講習の実施に係る会場の借上げについて、日時、場所及び収容人員等の諸条件を明らかにしたうえで、公募を行うもの」及び「一定の要件を明示したうえで公募を行い、当該要件を満たす者から申込みがあった場合には、全ての者と契約するもの」（タクシーチケット供給業務等の複数者との契約を前提としているもの）については、計上しないこととする。そのため、表 1 とは数値が一致しないことがある。

(注 3) 公募を実施した結果、複数者からの応募があり競争契約又は企画競争による随意契約に移行した契約については、契約相手方の最終的な選定手続（競争契約又は企画競争による随意契約）により整理し、公募による随意契約として整理はしないこととする。なお、この場合における競争参加者数の区分は、公募後に行った競争契約又は企画競争による随意契約への競争参加者数により整理する。

(注 4) 応募者がいないときに特定の 1 者と契約を行う場合は、公募による随意契約の 1 者として整理する。

表3 令和5年度こども家庭庁における調達経費の内訳

(単位：件、億円)

		本庁		施設等機関		こども家庭庁全体	
		契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
公共工事等	公共工事 (A)	2	0.9	4	0.7	6	2
	割合 (A/J)	1%	1%	22%	70%	2%	2%
	公共工事に係る調査及び設計業務等 (B)	—	—	1	0.04	1	0.04
	割合 (B/J)	—	—	6%	4%	0.3%	0.04%
	小計※4	2	0.9	5	0.7	7	2
物品役務等	情報システム (C)	14	10	—	—	14	10
	割合 (C/J)	5%	11%	—	—	5%	10%
	電力(D)	1	0.2	2	0.3	3	0.5
	割合 (D/J)	0.4%	0.2%	11%	30%	1%	0.5%
	ガス(E)	—	—	2	0.06	2	0.06
	割合 (E/J)	—	—	11%	6%	1%	0.06%
	調査研究(F)	16	12	—	—	16	12
	割合 (F/J)	6%	13%	—	—	6%	10%
	競争的資金による研究(G)	—	—	—	—	—	—
	割合 (G/J)	—	—	—	—	—	—
	物品等製造・購入 (H)	41	0.7	3	0.04	44	0.8
	割合 (H/J)	15%	0.7%	17%	4%	15%	0.8%
	その他役務 (I)	196	71	6	0.03	202	71
	割合 (I/J)	70%	75%	33%	3%	70%	74%
	小計※4	268	94	13	0.4	281	94
合計 (J)		270	95	18	1	288	97
		94%	98%	6%	1%		

(注1) 令和5年度の契約に関する統計等（少額随意契約は含まない。）に基づき作成。

(注2) 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注3) 電力・ガスについては、契約件名に「電力、電気、ガス」が含まれるもののうち、庁舎の維持管理等に係るものを抽出している。また、情報システムについては長官官房総務課経理室が保有する情報から、「情報システム」に分類しているデータを抽出している。また、調査研究については、契約件名に「調査」、「研究」が含まれるものを抽出している。

(注4) その他役務 (I)、物品等製造・購入 (H) は、情報システム・電力・ガス・調査研究を除く。

(注5) 欄外の計数は、契約件数・契約金額の（本庁／こども家庭庁全体）及び（施設等機関／こども家庭庁全体）の割合である。

＜調達経費に関する分析＞

調達分野別では、その他役務に関する調達が202件、71億円（70%、74%）、物品等製造・購入に関する調達が44件、0.8億円（15%、1%）、となっており、これらの経費で契約件数の85%、契約金額の75%を占めている。

表４ 令和５年度こども家庭庁における競争契約における調達経費の内訳

(単位：件、億円)

		本庁		施設等機関		こども家庭庁全体	
		契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
公共工事等	公共工事 (A)	—	—	3	0.7	3	0.7
	割合 (A/J)	—	—	21%	70%	2%	0.9%
	公共工事に係る調査及び設計業務等 (B)	—	—	1	0.04	1	0.04
	割合 (B/J)	—	—	7%	4%	0.8%	0.05%
	小計※3	—	—	4	0.74	4	0.74
物品役務等	情報システム (C)	13	9	—	—	13	9
	割合 (C/J)	12%	12%	—	—	11%	12%
	電力(D)	—	—	1	0.2	1	0.2
	割合 (D/J)	—	—	7%	20%	0.8%	0.3%
	ガス(E)	—	—	1	0.03	1	0.03
	割合 (E/J)	—	—	7%	3%	0.8%	0.04%
	調査研究(F)	16	12	—	—	16	12
	割合 (F/J)	15%	16%	—	—	13%	16%
	競争的資金による研究(G)	—	—	—	—	—	—
	割合 (G/J)	—	—	—	—	—	—
	物品等製造・購入 (H)	11	0.6	3	0.04	14	0.6
	割合 (H/J)	10%	0.8%	21%	4%	11%	0.8%
	その他役務 (I)	69	54	5	0.3	74	54
	割合 (I/J)	63%	70%	36%	30%	60%	70%
	小計※3	109	76	10	0.6	119	76
合計 (J)		109	76	14	1	123	77

89% 99% 11% 1%

(注１) 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注２) 表４の内訳区分は、表３の内訳区分と同様とする。

(注３) 「公共工事等」と「物品役務等」のそれぞれの小計は、財務省に提出している「契約に関する統計」の根拠となる資料と一致することを確認すること。また、数字の修正が必要となった場合は、行政改革推進本部事務局に対して速やかに報告すること。(注４) その他役務 (G)、物品等製造・購入 (H) は、「情報システム」・「電力」・「ガス」・「調査・研究」を除く。

(注４) 表４の欄外には、契約件数・契約金額の(本省／府省庁全体)及び(地方支分部局等／府省庁全体)の割合をそれぞれ記載。

＜競争契約に関する分析＞

調達分野別では、その他役務に関する調達が74件、54億円(60%、69%)、研究調査に関する調達が16件、12億円(13%、15%)、物品等製造・購入に関する調達が14件、0.6億円(11%、0.8%)、となっており、これらの経費で契約件数の85%、契約金額の85%を占めている。

表5 令和5年度こども家庭庁における競争契約における一者応札に係る調達経費の内訳

(単位：件、億円)

		本庁		施設等機関		こども家庭庁全体	
		契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
公共工事等	公共工事 (A)	—	—	2	0.5	2	0.5
	割合 (A/J)	—	—	22%	50%	5%	1%
	公共工事に係る調査及び設計業務等 (B)	—	—	—	—	—	—
	割合 (B/J)	—	—	—	—	—	—
	小計※3	—	—	2	0.5	2	0.5
物品役務等	情報システム (C)	6	8	—	—	6	8
	割合 (C/J)	18%	17%	—	—	14%	16%
	電力 (D)	—	—	1	0.2	1	0.2
	割合 (D/J)	—	—	11%	20%	2%	0.4%
	ガス (E)	—	—	1	0.03	1	0.03
	割合 (E/J)	—	—	11%	3%	2%	0.06%
	調査研究 (F)	10	2	—	—	10	2
	割合 (F/J)	29%	4%	—	—	23%	4%
	競争的資金による研究 (G)	—	—	—	—	—	—
	割合 (G/J)	—	—	—	—	—	—
	物品等製造・購入 (H)	2	0.07	2	0.03	4	0.1
	割合 (H/J)	6%	0.1%	22%	3%	9%	0.2%
	その他役務 (I)	16	37	3	0.3	19	38
	割合 (I/J)	47%	79%	33%	30%	44%	78%
	小計※3	34	47	7	0.6	41	48
合計 (J)		34	47	9	1	43	49

79% 96% 21% 2%

(注1) 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 表5の内訳区分は、表3の内訳区分と同様とする。

(注3) 表5の欄外には、契約件数・契約金額の(本省／府省庁全体)及び(地方支分部局等／府省庁全体)の割合をそれぞれ記載。

＜競争契約に関する分析＞

調達分野別では、その他役務に関する調達が30件、38億円(56%、78%)、研究調査に関する調達が10件、2億円(19%、4%)、情報システムに関する調達が6件、8億円(11%、16%)となっており、これらが一者応札による契約件数、契約金額の大半を占めている。

一者応札の改善については、特にその他役務に関する調達に注力する必要性が極めて高く、公共調達委員会等が積極的に役割を果たすことが期待される。

3 調達改善の取組内容

令和7年度の調達改善に関する取組内容として、以下を実施する。

- (1) 重点的な取組として、入札等監視委員会の活用や各種調達事務の見直しに関する取組等を実施する。(詳細は様式1のとおり。)
- (2) 競争性、公正性、透明性等を確保しつつ、調達事務の効率化に資する調達事務のデジタル化の取組を推進する。(詳細は様式1のとおり。)
- (3) その他の取組として、会計事務に係る手引書の整備、共有を図り、職員の意識・能力向上を図り、業務の効率化等を行う。(詳細は様式2のとおり。)

4 自己評価の実施方法

上半期終了後及び年度終了後、速やかに調達改善計画の実施状況(実施した取組内容及びその効果、目標の達成状況、実施において明らかになった課題等)について、自己評価を行うとともに、その結果をホームページにより公表する。

また、自己評価の結果は、今後の調達改善計画の実施や策定に反映する。

5 調達改善の推進体制

(1) 推進体制の整備

官房長が調達改善計画を決定し、進捗把握・管理及び自己評価・検証を行う。

調達改善計画の策定等の実務的な作業は、長官官房総務課経理室が実施する。

(2) 外部有識者の活用

調達改善計画を推進するに当たっての問題点の抽出、取組に関する監視、指導、助言等の観点から、事後審査を担当することも家庭庁入札等監視委員会の委員に、外部有識者を参画させることとし、調達改善計画の策定や自己評価の実施等の際には、原則として、事前に外部有識者の意見を求めることとする。

令和7年度の調達改善計画								
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度※1	取組の開始年度	取組の目標	
							(原則、定量的に記載)	目標達成予定時期
○	○	1. 調達改善に向けた審査・管理の充実 【入札等監視委員会(事後審査)の積極的活用等】	1. 入札等監視委員会(事後審査) 入札等監視委員会において、調達についての事後審査を行い、同委員会の意見及び提言を次回の調達又は類似の調達に反映することにより、PDCAサイクルを通じた調達改善を図る。特に、当該委員会において改善措置を講ずることが必要と指摘された案件については、指摘事項等が調達結果にどのように反映されたかを含め、入札等監視委員会で審査を行う。 2. 各種調達事務の見直し ・一者応札等への対応 一者応札等で受託・受注している案件については、調達の目的・内容に応じて以下の内容を検討し、所要の改善策を講じる。なお、入札等監視委員会等の指摘事項を踏まえて改善した結果について、好事例があれば庁内に周知を行う。また、一者応札となった個別案件及びその要因について一覧表の作成を行い、庁内に共有する。 ①要因分析及び対応方針 要因を分析し対応方針を定める。その際、入札説明会に参加したが応札しなかった者等に対するアンケート等を実施する。 ②競争参加資格等の見直し 参加資格、応札(応募)条件及び実績要件等について緩和又は削除が可能か。 ③仕様の見直し 受注者を限定する性能、条件ではないか(同等の記述が可能か)、積算が可能な内容か、業務量、履行期間その他の履行条件で過度の負担となっていないか、仕様の公表において公平性・透明性が確保されているか。 ④発注単位の見直し 効率性を損なわない範囲内で、調達業務の分離・分割は可能か。あるいは、競争性を損なわない範囲内で、一括調達は可能か。 ⑤調達スケジュール等の見直し 公告期間の延長、説明会の開催、説明会から入札・技術提案期限までの期間の延長、又は調達手続の時期の前倒し等により参加希望者の準備期間を十分に確保できるか。 ⑥調達情報の周知の徹底 各種広報ツール(HP、業界紙への掲載等)の活用を行っているか。 ⑦業務内容の理解の促進 新規参加者が業務内容を正確に理解するため業務説明会の開催、入札説明書等の作成・配付、過去の業務実績又は現行業務の情報閲覧等を行っているか。 3. インターネットによる価格調査 取引実例に係る市場調査をインターネットなどを活用し幅広く行い、予定価格や調達仕様書の見直し等の改善を図る。 4. 調達事務の進捗管理 会計事務の適正化の取組や早期発注を図る観点から、今後は、一元的な調達事務の進捗管理を行っていく。 なお、上記の取り組みについては、年度内において必要に応じて適宜見直しを図っていく。	調達について、外部有識者により構成される入札等監視委員会の意見具申等を踏まえ、次回の調達又は類似の調達に反映させることにより、調達改善を図ることは調達の適正化に資するものであることから、重要な取組として位置づけるもの。	A+	令和7年度	1. 入札等監視委員会の指摘事項を、調達に反映させることにより、競争性を促進し、調達コストの改善及び質の向上を確保する。 2. 一者応札等について、外部有識者(入札等監視委員会)に諮り、要因分析及び改善点等を明らかにし、競争性を促進し、調達コストの改善及び質の向上に努める。 3. 予定価格の設定について、インターネットによる価格調査を行い、適正な実勢価格の把握に努める。 4. 庁内の調達事務に関して、早期発注が出来るよう進捗管理に努める。	令和7年度末
		2. 随意契約の改善	随意契約を行おうとする場合は、発注前に第三者的な視点を取り入れるために会計担当監査ラインにおいても、真に随意契約であるべきか法的根拠も含めた事前審査を行うとともに、競争性のある調達方式に移行できないかの検討を行う。また、デジタル庁の「政府調達(公共事業を除く)手続の電子化推進」に関する電子調達システムの新機能である「少額物品調達業務」について、来年度(R7年度)以降、少額随意契約に係る各調達実施者の方針、調達対象物品及び納品時期等の要素を勘案した上で本システムを活用し、少額随意契約に係る調達コストの改善(合理化)を図っていく。	デジタル庁の「政府調達(公共事業を除く)手続の電子化推進」は、従前の随意契約事務を大きく変革するものであり、政府全体の取組みであることから、重要な取組として位置づけるもの。	A+		競争性のない随意契約によらざるを得ないと判断される案件についても、調達コストの改善及び質の向上に努める。また、デジタル庁の「政府調達(公共事業を除く)手続の電子化推進」に、適切に対応する。	
		3. 調達事務のデジタル化の推進	調達事務のデジタル化の推進について、入札説明会のオンライン開催、電子入札、電子契約等の調達事務のデジタル化について、調達事務の効率化に資する範囲において、取組を推進する。 また、調達事務のデジタル化について、来庁する業者等に対しての周知を実施する。		A		入札説明会のオンライン化、電子入札、電子契約等に取組み、調達事務のデジタル化を推進し、調達事務の合理化及び迅速化を図る。	

※電子入札率、電子契約率の定義は下記のとおりとする(「オンライン利用率引上げの基本計画」(令和3年12月16日 デジタル庁)等)。
電子入札率＝電子応札案件数÷電子入札案件数
・電子入札案件数:入札案件数のうち、電子入札が可能な案件数(紙と電子の混合も含む)
・電子応札案件数:開札された入札案件のうち、電子入札を行った民側利用者が1社以上存在する案件数
電子契約率＝電子契約案件数÷(電子応札案件数＋電子入札によらない電子契約案件数)
・電子契約案件数:契約確定案件数のうち、「契約書」または「請書」を「電子」で実施した案件数
・電子入札によらない電子契約案件数:電子契約のうち、電子入札を行わずに電子契約を実施した案件数(電子契約案件数の内数)

※1 難易度

A+ :効果的な取組
A :発展的な取組
B :標準的な取組

その他の取組

様式2

令和7年度調達改善計画	
具体的な取組内容	新規 継続 区分
＜クレジットカード決済＞ コスト削減のため、ETCカードを活用した高速料金の支払い、水道料金及び電気料金のクレジットカード決済を実施する。	継続
＜職員の意識・能力向上＞ 会計事務に係る手引書の整備、共有を図り、職員の意識・能力向上を図り、業務の効率化を行う。	継続